

## 生物の多様性の確保のための 特定生物種の規制、防除等に関する法律案（仮称）骨子（試案）

### 一 総則

#### 1 目的

この法律は、特定生物種の規制、防除等につき必要な事項を定めることにより、国内における生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

#### 2 定義等

この法律において「特定生物種」とは、本来国内に存在しない生物種のうち、国内において現にまん延しており、又はまん延するおそれがある生物種であって、そのまん延が国内における生物の多様性の確保に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。ただし、他の法令の規定に基づき、国内におけるまん延を防止するため、輸入の制限、防除等の措置が講じられている生物種は、特定生物種に含まれないものとする。

の政令は、生物の多様性の確保に支障を及ぼす生物種に係る規制及び防除に関する国際的動向、生態についての科学的知見、取扱いの状況等を勘案して定めるものとする。

環境大臣は、の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

### 二 特定生物種の規制

#### 1 輸入に関する制限 罰則あり

特定生物種の生きている個体（卵、種子、孢子その他環境省令で定める物を含む。以下「個体等」という。）を輸入しようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

の許可を受けようとする者は、氏名及び住所等、輸入しようとする個体等の種類、数量、輸入の目的、輸入後の管理方法その他環境省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

環境大臣は、の許可の申請があった場合においては、当該申請に係る個体等について適正な管理が行われぬおそれがあると認めるときを除き、の許可をしなければならない。

環境大臣は、の許可に、必要な条件を付することができる。

#### 2 個体等の侵入の防止（非意図的導入の防止）

国は、個体等が輸入貨物への付着等によって国内に侵入することを防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

### 3 個体等の管理に関する指針

環境大臣は、個体等について適正な管理が行われることを確保するため、個体等の管理に関する指針を作成し、これを公表するものとする。

個体等の管理は、 の指針に従って行わなければならない。

### 4 個体等に関する禁止行為（放逐等の禁止） 罰則あり

何人も、みだりに、個体等を放ち、植栽し、まき、捨て、又は飛散させてはならない。

## 三 特定生物種の防除

### 1 特定生物種の生息又は生育の状況等に関する調査

都道府県は、必要に応じ、当該都道府県の区域内における特定生物種の生息又は生育の状況等に関する調査を行うものとする。

### 2 特定生物種の防除

都道府県は、1の調査の結果に基づき、特定生物種のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該特定生物種の防除に関し、必要な措置を講ずるものとする。

## 四 啓発活動等

国及び地方公共団体は、特定生物種の規制及び防除について、知識の普及、情報の提供等を行うとともに、国民の理解及び協力を得るための啓発活動を推進するものとする。